

令和3年度県産食材オンライン商談会運営業務委託 企画提案コンペに係る参加仕様書

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、訪問営業の自粛や大規模な商談会の開催中止などから、多くの生産者が商談機会を失っている。

こうした状況下において、「新しい生活様式」に対応した商談機会を創出するとともに、今後増加が見込まれるオンライン商談における商談スキルを向上させる必要がある。

そこで、地域の生産者の取組に関心があり、地域の食材を探している首都圏の飲食・宿泊・食材販売事業者等（以下、「バイヤー」という。）との販路開拓につながるようオンラインを主体とした商談会を開催するとともに、商談会で用いるF C Pシートの添削を行うことで商談スキルを学ぶ機会を創出し、県内生産者を支援する。

2 業務の内容

- (1) 委託業務名 令和3年度県産食材オンライン商談会運営業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで
- (3) 業務内容 別紙業務仕様書 2委託業務の内容 (3)委託内容 のとおり

3 契約上限額

749, 760円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加確認申請書の提出

- (1) 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）を提出すること。

(2) 提出期限

令和3年12月6日（月）15時必着（期限厳守）

なお、提出は持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は電話にて到着を確認すること。（電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。）

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課イノベーション促進班（県庁6階）

電話 059-224-2391

6 企画提案コンペの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和3年度県産食材オンライン商談会運営業務委託提案コンペ選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

(1) 企画性

- ・他社の提案とは違う優位性が認められるか。
- ・商談会の開催方法や内容について、バイヤーのニーズを汲み取り、商談の成立が期待できる内容となっているか。
- ・FCPシートの添削について、指導案が県内の農林水産事業者（以下、「食材提案者」という。）にとって有意義な内容となっているか。

(2) 目的適合性

- ・仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。
- ・三重県の農林水産物の継続的な販路として将来性のあるバイヤーを提案しているか。

(3) 専門性

- ・本業務を遂行する上で必要な知識やノウハウを有しているか。
- ・農林水産物の商談に関する、食材提案者・バイヤーのそれぞれの立場における実態や役割を把握しているか。
- ・食材提案者のFCPシート添削における適切な指導力を有しているか。

(4) 経済性

- ・提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から合理的であるか。
- ・見積額及び積算内訳、根拠は適当であるか。

(5) 調整力

当業務を実施するにあたり、関係者と十分協議し実施するための方針が示されているか。

(6) 業務推進体制

- ・実施の手法やスケジュール等は的確で合理的かつ具体性があるか。
- ・三重県との連絡体制や法令順守の体制は十分か。
- ・業務遂行に必要な人材を配置し、期限内に履行できる体制を整えているか。

7 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書（任意様式）

以下のア～エおよびその他必要があれば添付資料を、各8部（正本1部、副本7部）提出すること。

ア 企画提案書

規格はA4版（A3版による折り込み可）、両面印刷、長編綴じ、文字サイズは10ポイント以上、表紙を含め20ページ以内とし、（a）～（f）の項目を必ず明記すること。

（ア）提案書の概要

提案内容のポイントを記載すること。

（イ）『令和3年度県産食材オンライン商談会』実施方法の企画提案

商談の実施方法については、食材提案者はそれぞれの事業所等からオンラインで参加することを基本とするが、バイヤーについては、集合形式、個別形式など、商談会をより効果的なものにするための工夫を検討し、具体的に提案すること。

（ウ）バイヤーの招へいにかかる企画提案

招へいしようとするバイヤーについてのイメージ、選定理由等について、具体的に示すこと。

（エ）効果的なFCPシート作成にかかる添削の企画提案

バイヤーにとって魅力的なFCPシートを作成するための添削方法について、具体的に示すこと。

（オ）類似業務の実績

（カ）その他必要な事項

イ 業務執行体制

実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名

ウ 業務執行スケジュール

令和3年12月下旬頃の契約締結を前提に、令和3年12月下旬から令和4年3月18日までのスケジュールを記載すること。

エ 見積書（任意様式）

企画提案書に記載する内容をすべて実施するに際しての所要額を、内容や項目に分けて、できるだけ詳細に記載すること。

また、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税事業者にあっては、契約希望金額に110分の100を掛けた額）としてください。契約金額は、1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとします。

(2) 提出期限等

企画提案書等は、持参又は郵送で提出すること。（電子メール、FAXによる提出は受け付けない。）

提出期限は、令和3年12月13日（月）15時必着とする。

郵送の場合は、電話にて企画提案関連資料提出先に到達の確認をすること。

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課イノベーション促進班（県庁6階）

電話 059-224-2391

8 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書を提出して行うものとする。

(1) 提出方法

FAX または電子メールにより、文書で下記の問い合わせ先まで送付するものとする。

その際、所属、氏名、連絡先を明記する。

質問の送信後、必ず電話にて着信を確認すること。

(2) 提出期限

令和3年12月2日（木）15時まで

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課イノベーション促進班（県庁6階）

電話：059-224-2391 FAX：059-224-2521

電子メール：f-innov@pref.mie.lg.jp

(4) 回答

受け付けたすべての質問及びその回答については、令和3年12月3日（金）

17時までに県ホームページに掲載する。

9 プレゼンテーションの実施

提案者から提出される企画提案資料による審査と併せ、以下のとおり提案者のプレゼンテーションによる審査を実施する。

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

(1) 内容

プレゼンテーションは提案者による説明15分、選定委員会の質疑10分とする。

(2) 日時・場所

令和3年12月15日（水）午前

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、Web会議システムを利用して行います。

(3) 時間割等の連絡

プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に、令和3年12月14日（火）12時までに電子メールにて連絡する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
 - (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
 - (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
 - (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあっては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」
- ※(1)、(2)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（別添）を提出（FAX又はメール可）してください。

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部フードイノベーション課において示すものとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）
- (4) 契約は、三重県農林水産部フードイノベーション課において行う。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

13 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

14 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 発注所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 その他

(1) 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とする。

(2) 提出された各企画提案関連資料は返還しない。

(3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 契約に係る委託料の支払い等は、三重県会計規則の規定に従うものとする。

(5) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。

なお、委託業務の遂行上必要があると認められる場合、受託者は前金払請求書により、前金払いを請求することができる。

(6) 提出された提案書は「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。

(7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

18 連絡先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課イノベーション促進班（県庁6階）

電話：059-224-2391 FAX：059-224-2521

電子メール：f-innov@pref.mie.lg.jp

担当：吉藤、村井